

5 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなす。

6 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、(以下「油等」という。)を適用し、前各項の規定は適用しない。

7 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、第一項から第四項までの規定は、適用しない。

8 第十条第二項第七号中「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(以下「海洋投棄規制条約」という。)」を千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書に改める。

9 第十九条を第十八条の四とし、第十九条の二を第十八条の五とする。

10 第十九条の二の二を第十八条の四とし、第十九条の二を第十八条の五とする。

11 第十九条の二の二を第十八条の五とする。

12 第十九条の二の二を第十八条の五とする。

13 第十九条の二の二を第十八条の五とする。

14 第十九条の二の二を第十八条の五とする。

15 第四章の四とし、第四章の二を第四章の四とし、第四章の三を第四章の四とし、第四章の二を第四章の三とし、第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の規制

(油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄)

の禁止)

第十八条の七 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この条、第十九条の二十六及び第五十五条第一項第六号において「油等」という。)の海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。

一 海底及びその下における鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄であつて、海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に

関し政令で定める基準に従つてするもの(特定二酸化炭素ガスで政令で定める基準に適合するもの(以下「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可」))の海底下廃棄であつて、次条第一項の許可を受けてするもの

二 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする者は、環境大臣の許可を受けなければならぬ。

三 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画及び汚染状況の監視に関する計画に従つて特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

五 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

六 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

七 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

八 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

九 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

一〇 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

一一 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

であり、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 前条の規定による命令に違反したとき。
三 前号に掲げるもののほか、この法律に基づく処分に違反したとき。

四 次条において準用する第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
五 偽りその他不正の行為により第十八条の八第一項の許可又は次条において準用する第十条の十第一項の許可を受けたとき。

六 第十八条の十二 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項、第十条の九及び第十条の十の規定は、第十八条の八第一項の許可について準用する。この場合において、第十条の六第三項中「前項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、「当該廃棄物の海洋投入処分」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、同条第五項中「廃棄物の排出」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」と、第十条の七第二号中「第十条の九第一項中「同条第二項第四号」とあるのは「第十八条の八第二項第三号」と、「廃棄物の排出海域」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」とある。

七 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

八 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

九 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

一〇 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

一一 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

一二 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

一三 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

一四 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

一五 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

(許可の基準)

一 第十八条の九 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 第十八条の十 環境大臣は、許可廃棄者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の八第一項の許可を取り消すことができる。

三 第十八条の十一 環境大臣は、許可廃棄者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の八第一項の許可を取り消すことができる。

(許可の取消し)

一 第十八条の十二 許可廃棄者である法人の合併の場合(許可廃棄者である法人と許可廃棄者でない法人が合併する場合において、許可廃棄者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は

質)を加える部分に限る。)並びに第九条の六及び第十九条の二十六第一項ただし書の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしている者は、この法律の施行の日から起算して六月間(当該期間内にこの法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という)第十八条の八第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間)は、新法第十八条の七及び第十八条の八第一項の規定にかかるらず、引き続き当該海底下廃棄をすることができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする場合においては、その者を新法第十八条の八第一項の許可を受けた者とみなして、新法第十八条の十、新法第十八条の十二において読み替えて準用する新法第十条の九並びに新法第四十八条第二項及び第六項の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合において、新法第十八条の十中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、環境省令で定める基準に適合せず、又は当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認める」と、新法第十八条の十二において読み替えて準用する新法第十条の九第一項中「環境省令で定めるところにより、当該許可に係る第十八条の八第二項第三号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもとの)とあるのは、環境省令で定める基準」とす

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第一項の違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の改正規定中「同条第十一号」を「同条第十二号」に改める。

附則第一条第三号中「第五十七条第十一号」を「第五十七条第十二号」に改める。